

カスハラ対策 研修会始まる

岡山、義務化前に

全ての企業を対象に、顧客らが理不尽な要求をするカスタマーハラスメント（カスハラ）への対策を義務



付ける改正労働施策総合推進法が10月に施行されるのを前に、山陽新聞社（岡山市北区柳町）は28日、研修会を同社で開いた。全2回行い、岡山县内の経営者や人事担

カスハラ対策をテーマに始まった
研修会



当者らがマニキュアルづくりのポイントなどを学ぶ。

研修会は、同社とみらいエール社会保険労務士法人（同津倉町）が共同で初めて企画した。同法人の国田真由美代表は、カスハラは対面での接客で発生しやすいことを説明。ただ「企業対企業ほど取引継続を引き換えに深刻化する」として、

業種を問わず迅速な対策が求められるとした。

山陽新聞社NIB（ビジネスに新聞を）推進室の瀬尾由紀子室長は、取材や記事執筆の経験を基に聞き取りや報告に関して助言。「正確に事実を聞き、分かりやすい報告書の作成などにつながるよう、新聞記事の構成である5W1H型を参考にしたい」と呼びかけた。

参加したりサイクル業の平林金属（同下中野）で人事を担当する小室俊之さん（38）は「社員が加害者になってしまふケースもあると初めて知った。ガイドラインづくりを検討したい」と話した。

次回は9月15日に行う。

（寺迫麟）